

リョーデンリフト法定定期検査における 製造者が指定する検査方法・判定基準

■はじめに

本書は小荷物専用昇降機「リョーデンリフト」の定期検査に関する基準、技術情報並びに定期検査時に必ず実施いただきたいことなどを記載しています。



検査者は検査実施の前に必ず本書をお読みいただき、注意事項や検査基準を確実にお守りください。



所有者等や管理者の方は原則、昇降路に入らないでください。

- 定期検査実施時は、検査対象の機器をよく確認の上実施してください。
当社は検査者が検査基準を取り違えて検査したことに起因する事故や不具合などについては一切、責任を負いません。
- 本書の記載内容は予告なく変更される場合がありますので、検査前に必ず弊社のホームページ (<http://www.resco.co.jp/>) にて最新版の内容を確認してください。
- 本書は必要なときにすぐに読めるように、お手元に大切に保管ください。
- 本書に記載されている機器の形状は代表的なものですので、実際の製品とは異なる場合があります。
- 昇降機の定期検査は、昇降機等検査員資格者にご依頼ください。
- 本書の内容について、ご不明な点、ご理解いただけない点がある場合は、本書最終項に記載の最寄支店、事業所にお問い合わせください。

発行日 2017年3月1日



菱電エレベータ施設株式会社

■ 1. 製造者が指定する検査方法・判定基準

1-1 綱車と主索のかかりの状況

綱車の溝の検査方法・判断基準を制御方式ごとに下表に記載します。それぞれの検査方法のすべてを実施し、ひとつでも該当する場合は要是正となります。主索と綱車を同時に交換してください。

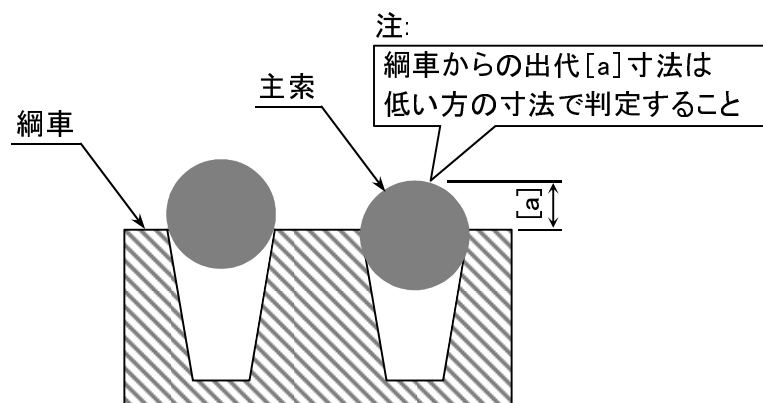
検査事項	速度制御方式	検査方法	要是正となる判定基準
巻上機の 綱車溝	インバータ制御 (制御盤主回路に三菱電機製インバータを使用)	①10m相当の往復での主索と綱車のすべり量	主索と綱車のすべり量 100 mm以上 【※1】
		②主索の綱車からの出代[a]寸法	[a] ≤ 0 mm 【※2】
		③無負荷(略:NL)上昇運転で非常停止をかけた場合、主索と綱車のすべり量	主索と綱車のすべり量 100 mm以上 【※1】
	交流一段制御	①10m以下の往復で主索と綱車のすべり量	主索と綱車のすべり量 100 mm以上 【※1】
		②主索の綱車からの出代[a]寸法	[a] ≤ 0 mm 【※2】

【※1】

- ・主索と綱車のすべり量は 50 mmを超えた時点を「要重点点検」相当とし、早急に綱車と主索を交換してください。

【※2】

- ・綱車溝の全周を点検し、主索の綱車からの出代[a]寸法が1本でも0.5 mmを下回った場合は「要重点点検」相当とし、早急に綱車と主索を交換してください。
- ・複数の溝間に著しい磨耗差がある場合は要是正となります。
- ・1988年以前より綱車を交換されていない場合は、出代[a]寸法の判定基準が異なる場合がございますのでお問い合わせ願います。



主索の綱車からの出代[a]寸法図示

1-2 パッドの厚さの状況

巻上機ブレーキパッド残存厚みの検査方法・判定基準を下表に記載します。

検査事項	検査方法	判定区分	判定基準
巻上機ブレーキパッドの残存厚み	・巻上機型名を確認し表2-1ブレーキパッドの残存厚み[b]寸法を判定。	要重要点検とすべきもの。	巻上機名板より型名を確認し、ブレーキパッドの残存厚みが表2-1の要重点点検基準値にあるもの。
		要是正とすべきもの。	巻上機名板より型名を確認し、ブレーキパッドの残存厚みが表2-1の要是正基準値にあるもの。



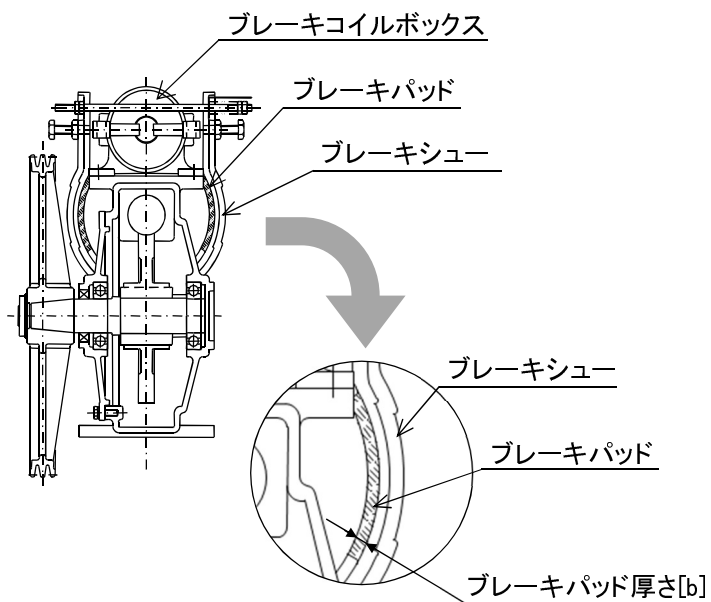
巻上機型名は巻上機の名板に記載してあります。間違ふことのないよう確実に確認してください。
ブレーキパッドは必ず当社の純正品を使用してください。

〈表2-1 巻上機ブレーキパッドの残存厚み基準一覧〉

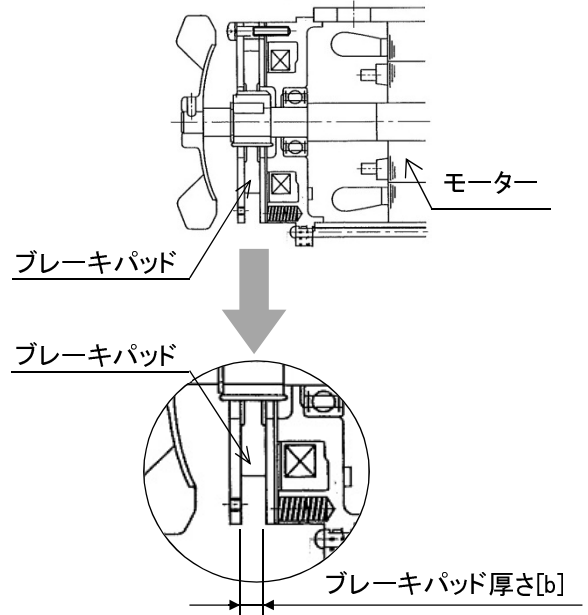
巻上機型名	ブレーキ方式	パッド残存厚み基準値		巻上機型名	ブレーキ方式	パッド残存厚み基準値	
		要重要点検	要是正			要重要点検	要是正
RMA-***	クラッチ	$b < 3.5$	$b \leq 3.0$	RMF- 3*	クラッチ	$b < 6.7$	$b \leq 6.4$
				RMF- 5*			
RMA-*** RMB-*** RMC-*** RMD-*** RME-*** DMA-2**	ドラム	$b < 4.0$	$b \leq 3.0$	RMF-1**	クラッチ	$b < 6.5$	$b \leq 6.0$
				RMF-2**			
				RMF-3**			
				RMF-5**			
				RMG-3**	ドラム	$b < 4.0$	$b \leq 3.0$
DMA-100	クラッチ	$b < 6.5$	$b \leq 6.0$	RMG-30		$b < 5.4$	$b \leq 4.9$
DMA-150				RMG-50			
				RMG-100	クラッチ	$b < 7.2$	$b \leq 6.7$

巻上機型名の“*”には空白又は任意の数字が入ります。(例)RMB-50、RMC-250 など

(図1ドラム式ブレーキ)



(図2:クラッチ式ブレーキ)



1-3 接触器、継電器及び運転制御用基板

別途「リョーデンリフト(小荷物専用昇降機)国土交通省告示 283 号改正に伴う追加情報」を参照してください。

お問合せ先

■本 社	〒162-8422	東京都新宿区市谷砂土原町 2-4 (KSビル内)	TEL (03) 3235-9242
■東 北 支 店	〒980-0022	宮城県仙台市青葉区五橋 2-11-1 (ジョーケービル内)	TEL (022) 223-4173
■大 阪 支 店	〒530-0003	大阪府大阪市北区堂島 2-2-2 (近鉄堂島ビル3階)	TEL (06) 4797-7374
■名 古 屋 支 店	〒450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅 3-16-22 (名古屋ダイヤビル内)	TEL (052) 571-8191
■福 岡 支 店	〒812-0018	福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 (キャナルシティ・ビジネスセンタービル内)	TEL (092) 271-7263
■広 島 支 店	〒732-0824	広島県広島市南区的場町 1-2-19 (アーバス広島ビル内)	TEL (082) 567-0213
■四 国 支 店	〒760-0036	香川県高松市城東町 1-9-17 (金谷ビル内)	TEL (087) 821-1666
■神 奈 川 支 店	〒231-0065	神奈川県横浜市中区宮川町 3-83 (イワサキビル内)	TEL (045) 241-2821
■北 海 道 支 店	〒060-0002	北海道札幌市中央区北 2 条西 3-1 (敷島ビル内)	TEL (011) 271-2468
■名古屋事業所	〒457-0835	愛知県名古屋市中区西又兵衛町 1-25	TEL (052) 618-3260



菱電エレベータ施設株式会社

<http://www.resco.co.jp/>